

「ソウル中央地方裁判所の慰安婦判決に抗議する日韓法律家・知識人共同声明」の背景説明

加藤勝信官房長官に、高池勝彦弁護士、岡島実弁護士、西岡力麗澤大学客員教授、高橋史朗麗澤大学教授が共同声明を手交しました。

2019年12月23日日韓の法律家が「1965年日韓請求権協定の尊重を求める日韓法律家共同声明」を出した。

<http://harc.tokyo/wp/wp-content/uploads/2020/03/6002fd4d47f855ac9f7a5f9730113285.pdf>

同日、日韓で東京とソウルで記者会見を開いた。

<http://harc.tokyo/wp/wp-content/uploads/2020/03/02a0080e0a5621a3af4633d225b580ce.pdf>

その一周年を記念して2020年12月26日に日韓の法律家と知識人が「日韓法律家共同声明1周年シンポジウム」を開催した。

<http://harc.tokyo/?p=1795>

そこで、1月に慰安婦に関する異常な判決が出ることを予想して、共同声明を出してその判決を批判することで合意した。

その結果として今回、共同声明を出すことになった。

韓国側賛同者は、代表である李宇衍博士は、落星台研究所研究員であり、日韓でベストセラーになった「反日種族主義」で戦時朝鮮人労働者のパートを拙筆した実証的立場に立つ学者だ。鄭安基(前高麗大学研究教授)も同じく「反日種族主義」の執筆者の1人だ。

また、李宇衍博士は反日銅像真実糾明共同対策委員会を結成して共同代表となり、2019年12月から毎週水曜日、在韓日本大使館前のいわゆる慰安婦像付近で、同じ時間に挺対協らがおこなう反日集会に対抗する慰安婦像撤去デモを行ってきた。

金基洙弁護士、崔徳孝(人権NEWS代表)氏も「反日銅像真実糾明共同対策委員会」共同代表として日本大使館前デモを導いてきた。

柳錫春(前延世大学教授)氏は2019年、大学の講義で慰安婦問題について反日種族主義に基づいて慰安婦は公娼制度の一部などと講義したことを理由に在宅起訴され、現在、刑事裁判で争っている最中だ。